寒川町工事等検査規程新旧対照表

現行	改正案
（趣旨）	（趣旨）
第1条　この訓令は、寒川町が発注する工事及び委託業務の検査に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条　この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、寒川町が発注する工事及び委託業務の検査に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）	（定義）
第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　工事　寒川町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）別表上欄に掲げる工事をいう。	(1)　工事　寒川町が発注する工事であつて建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる工事、解体工事及び工事担当課等の長の依頼に基づき、検査担当課の長が検査の実施を認めた工事類似案件をいう。
(2)　委託業務　寒川町が発注する委託業務のうち次に掲げるものをいう。	(2)　委託業務　寒川町が発注する委託業務であつて工事に係る測量、調査、設計及び工事監理をいう。
ア　建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表上欄に掲げるもの	（削る）
イ　地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	（削る）
ウ　補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）別表に掲げるもの	（削る）
エ　測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量	（削る）
オ　建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に規定する設計及び同条第6項に規定する工事監理	（削る）
(3)　（略）	(3)　（略）
(4)　工事担当課等　工事等を発注している課等をいう。	(4)　工事担当課等　工事等を所管する課等をいう。
(5)・(6)　（略）	(5)・(6)　（略）
（加える）	(7)　受注者　請負工事の受注者をいう。

（加える）	(8)　受託者　委託業務の受注者をいう。
～略～	～略～
（検査職員及び検査補助職員）	（検査職員及び検査補助職員）
第4条　検査職員及び検査補助職員は、職員のうちから検査担当課長　が指名する。	第4条　検査職員及び検査補助職員は、職員のうちから検査担当課の長が指名する。
2・3　（略）	2・3　（略）
～略～	～略～
第6条　監督職員は、受注者又は受託者から工事等出来形検査申請書（第1号様式）又は工事等完成届（第2号様式）の提出があつたときは、速やかに工事等を担当する副主幹、副技幹又は主査（以下「工事担当副主幹等　」という。）の予備検査を受けなければならない。	第6条　監督職員は、受注者又は受託者から工事等出来形検査申請書（第1号様式）又は工事等完成届（第2号様式）の提出があつたときは、速やかに工事担当課等の　副主幹、副技幹又は主査（以下「工事担当課副主幹等」という。）の予備検査を受けなければならない。
2　前項の予備検査を行つた工事担当副主幹等　は、工事等出来形検査申請書（第1号様式）の提出があつたときは、工事等出来形調書（第3号様式）を、工事等完成届（第2号様式）の提出があつたときは、工事等予備検査調書（第4号様式）を作成し必要な書類を添付して工事担当課等の長に提出しなければならない。	2　前項の予備検査を行つた工事担当課副主幹等は、工事等出来形検査申請書（第1号様式）の提出があつたときは、工事等出来形調書（第3号様式）を、工事等完成届（第2号様式）の提出があつたときは、工事等予備検査調書（第4号様式）を作成し必要な書類を添付して工事担当課等の長に提出しなければならない。
（検査依頼）	（検査依頼）
第7条　工事担当課等の長は、前条第2項の工事等出来形調書（第3号様式）又は工事等予備検査調書（第4号様式）を受理し、その出来形又は完成を確認し適当と認めたときは、当該調書及び工事等（出来形・完成）検査依頼書（第5号様式）に必要な書類を添付して、速やかに出来形検査又は完成検査を検査担当課長　に請求しなければならない。	第7条　工事担当課等の長は、前条第2項の工事等出来形調書（第3号様式）又は工事等予備検査調書（第4号様式）を受理し、その出来形又は完成を確認し適当と認めたときは、当該調書及び工事等（出来形・完成）検査依頼書（第5号様式）に必要な書類を添付して、速やかに出来形検査又は完成検査を検査担当課の長に提出しなければならない。
（検査時期）	（検査時期）
第8条　前条の規定による請求を受けた検査担当課長は、工事等出来形検査申請書（第1号様式）又は工事等完成届（第2号様式）を受理した日から14日以内に完成検査又は出来形検査を検査職員に行わせなければならない。	第8条　工事の完成検査又は出来形検査は　、工事等出来形検査申請書（第1号様式）又は工事等完成届（第2号様式）を受理した日から14日以内に行わなければならない。

（加える）	2　委託業務の完成検査は、工事等完成届（第2号様式）を受理した日から10日以内に行わなければならない。
（加える）	3　中間検査は、その都度速やかに行うものとする。
（検査の立会い）	（検査の立会い）
第9条　検査は、次に掲げる者が立ち会つて行うものとする。	第9条　検査は、次に掲げる者が立ち会つて行うものとする。ただし、契約金額が130万円以下の工事及び緊急性を要する工事（以下「少額工事等」という。）その他、検査担当課の長がその必要がないと認める工事は、この限りでない。
(1)　工事担当課等の長又は工事担当副主幹等	(1)　工事担当課等の長又は工事担当課副主幹等
(2)～(5)　（略）	(2)～(5)　（略）
～略～	～略～
（加える）	（提出書類）
	第11条　工事に関し、受注者が提出する書類及び監督職員が作成する書類は、別に定める。ただし、少額工事等については、寒川町少額工事等検査要領に定めるところによる。
（加える）	（検査の技術基準）
	第12条　工事等に係る技術基準は、別に定めるものとする。
（加える）	（検査の実施）
	第13条　検査職員は、契約書、設計図書、工事写真その他の関係書類に基づき、工事にあつては実地について、委託業務にあつては成果品（必要に応じ実地も含む。）及び業務に関する作成した全ての業務管理資料について、それぞれ検査し確認をしなければならない。
	2　前項の規定にかかわらず、実地について目視することができない地下、水中その他外部から検査を行い難い部分については、施工写真、出来形管理写真及び中間検査報告書等によりこれを確認することができる。
（破壊検査）	（破壊検査）
第11条　（略）	第14条　（略）

（工事等の手直し指示）	（工事等の手直し指示）
第12条　（略）	第15条　（略）
2　前項の手直し指示は、検査担当課長が工事等手直し通知書（第6号様式）により指示事項を工事担当課等の長に通知し、これに基づき工事担当課等の長が受注者又は受託者に工事等手直し指示書（第7号様式）により指示することによつて行うものとする。	2　前項の手直し指示は、検査担当課の長が工事等手直し通知書（第6号様式）により指示事項を工事担当課等の長に通知し、これに基づき工事担当課等の長が受注者又は受託者に工事等手直し指示書（第7号様式）により指示することによつて行うものとする。
3　（略）	3　（略）
（手直し工事等の施工）	（手直し工事等の施工）
第13条　（略）	第16条　（略）
（再検査）	（再検査）
第14条　工事担当課等の長は、手直し工事等完了届（第8号様式）を受理したときは、その写しを検査担当課長に提出し、再検査を受けなければならない。	第17条　工事担当課等の長は、手直し工事等完了届（第8号様式）を受理したときは、その写しを検査担当課の長に提出し、再検査を受けなければならない。
2・3　（略）	2・3　（略）
（検査の中止）	（検査の中止）
第15条　検査職員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当する場合には検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告してその指示を受けなければならない。	第18条　検査職員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当する場合には検査を中止し、直ちに検査担当課の長に報告してその指示を受けなければならない。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
（検査の復命）	（検査の復命）
第16条　（略）	第19条　（略）
（検査成績表の通知）	（検査成績表の通知）
第17条　検査担当課長は、完成検査又は出来形検査を実施した場合は、工事（完成・出来形）検査評定書（第10号様式）又は委託業務（完成・出来形）検査評定書（第11号様式）により町長に報告するとともに工事担当課等の長に通知するものとする。	第20条　検査担当課の長は、完成検査又は出来形検査を実施した場合は、工事（完成・出来形）検査評定書（第10号様式）又は委託業務（完成・出来形）検査評定書（第11号様式）により町長に報告するとともに工事担当課等の長に通知するものとする。
（検査担当課長等の実地調査）	（検査担当課の長等の実地調査）
第18条　検査担当課長は、工事等の履行を確保するため必要があると認めるときは、自ら又は検査職員若しくは検査	第21条　検査担当課の長は、工事等の履行を確保するため必要があると認めるときは、自ら又は検査職員若しくは検査

補助職員をもつて随時実地に調査　することができる。 （委任） 第19条　（略）	補助職員をもつて随時実地　調査をすることができる。 （委任） 第22条　（略） 附　則 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。